

第2章 災害予防計画

第1節 防災思想・防災知識の普及計画（共通）

第1項 計画目標

- 市民が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つ。
- 被害を最小限に抑えるなど「災害に強い地域」を支える人（市民・職員）をつくる。
- 減災に向けた市民運動を展開し、防災風土の醸成を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・消防本部・教育委員会

第3項 対策

1 市民に対する普及計画

市民が防災について正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事で配布するとともに、インターネットや各種マスメディアを通じて災害予防や応急措置等の知識の普及に努める。

また、平成22年7月に竣工した名張市防災センターの防災研修室及び防災体験学習コーナーを最大限に活用して、防災研修を行うなど、防災リーダーの育成に努めるとともに体験を通じた防災知識の普及・啓発に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、男女双方の視点に立って計画するとともに、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

なお、地域を防災的見地から診断したうえで、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害時の行動マニュアル等を作成し、配布するとともに、地域に適した防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(1) 普及計画の内容

ア 災害の知識

- (ア) 災害時の態様や危険性
- (イ) 各関係機関の防災体制及び災害時に担うべき役割
- (ウ) 避難三類型（避難準備、避難勧告、避難指示）の内容と行動規範
- (エ) 地域の危険箇所
- (オ) 救急救命の措置方法
- (カ) 東海、東南海・南海地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (キ) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (ク) 地震に関する一般的な知識
- (ケ) 東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (コ) 正確な情報入手の方法
- (サ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- (シ) 各地域における、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
 - (ス) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - (セ) 避難生活に関する知識
 - (ソ) 平素から住民が準備できる、応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
 - (タ) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - イ 災害への備え
 - (ア) 飲料水、食料及び生活物資の備蓄
 - (イ) 非常持出品の準備
 - (ウ) 避難所、家族との連絡方法等確認
 - (エ) 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加
 - ウ 災害時の行動
 - (ア) 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
 - (イ) 情報の入手方法
 - (ウ) 自家用車の使用自粛等の注意事項
 - (エ) 災害時要援護者への支援
- (2) 普及の方法
- ア 講習会、研修会の実施
 - イ 広報誌、行政情報チャンネル、名張市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）等による広報
 - ウ 名張市防災センターの防災体験学習コーナーを活用した体験学習の実施
 - エ 防災マップ・ハザードマップの作成・配布
 - オ 防災ビデオ等の貸し出し

2 児童生徒等に対する普及計画

災害の発生時にに関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

また、名張市防災センターの防災体験学習コーナーを活用した体験学習を実施するものとする。

なお、各学校、（幼稚園保育所（園））で危機管理マニュアルを作成し、校内研修等で職員に周知徹底を図るとともに、学級懇談会や地区懇談会等で、児童生徒等の緊急時の対応や連絡方法について、保護者に周知徹底を図る。

- (1) 普及の内容
- ア 災害時の心得
 - イ 災害予防の心得
 - ウ 防火、応急救護の実務
 - エ 災害時の対応
- (2) 普及の方法
- ア 防災関係授業の実施
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 名張市防災センターの防災体験学習コーナーを活用した体験学習の実施
 - エ 防災ビデオ等の貸し出し
 - オ 学校だより、学級新聞

3 職員に対する防災教育

市職員、教職員、保育士等は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の対応マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

(1) 教育の内容

- ア 地域防災計画の内容
- イ 災害時の収集方法
- ウ 災害時の各自の任務分担と活動実務
- エ 避難の三類型の内容（避難準備情報、避難勧告、避難指示）
- オ 避難経路、誘導方法
- カ 防災に関する基礎知識と技術
- キ 防災関係法令の運用
- ク 防疫に関する基礎知識
- ケ 東海、東南海・南海地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- コ 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- サ 地震に関する一般的な知識
- シ 東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- ス 職員が果たすべき役割
- セ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ソ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 災害現地調査の実施

4 個人備蓄の推進

災害発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を最低3日間分程度、それぞれ個人が備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

5 災害時要援護者に対する対応

災害時要援護者については、災害時に自力での避難が難しく、避難が遅れたり、避難生活の中で不自由な生活を強いられることが考えられることから、災害時要援護者支援制度にもとづき、地域で助け合うための支援体制づくりを推進するものとする。

6 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の地域社会の中で期待される役割を十分に認識し、平時から従業員に対して防災教育や防災訓練を積極的に実施していくことが必要であり、市は普及活動の支援に努める。また、発災後も企業の重要業務を継続させるための「事業継続計画」策定を促進する。

7 その他の防災関係機関が実施する対策

(1) 職員に対する防災教育（防災関係機関）

職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して防災教育の徹底を図る。また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

(2) 防災上重要な施設の管理者に対する普及計画（防災上重要な施設の管理者）

危険物施設や不特定多数の者が出入りする防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて従業員の防災意識を高め、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るものとする。

第2節 防災訓練実施計画（共通）

第1項 計画目標

○災害時において、市、県、防災関係機関、市民等が連携した防災活動を行えるよう、平常時から防災訓練を実施する。

第2項 実施責任

関係各部・関係各機関

第3項 対 策

1 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、隨時非常招集訓練、避難訓練等の各種基礎訓練を実施し、防災技術の鍛錬を図るとともに、防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。なお、災害時にその機能が十分発揮できるよう、地区固有の災害に対する防災活動や災害時要援護者対策も含めた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めるものとする。なお、訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災訓練

地域防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、市及び関係機関は、市民の協力を得て消防訓練、水防訓練、震災訓練、避難訓練、通信連絡訓練、給食給水訓練等の各般にわたる防災訓練を実施する。

(2) 風水害に対する訓練

関係機関との連携、協力のもとに水防訓練、災害救助訓練、土砂災害訓練、その他の訓練等を台風襲来時期前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(3) 大規模地震に対する訓練

防災週間（8月30日～9月5日）中の防災の日（9月1日）や防災とボランティア週間（1月15日～21日）期間中の防災とボランティアの日（1月17日）を中心に、防災関係機関及び地域住民等の協力により、大規模地震を想定した各種各般の防災訓練や啓発活動を実施する。

(4) 火災訓練

市及び関係機関は、防災活動の円滑な遂行を図るため、地震等による火災に関する消火、避難、通信の確保等の訓練を火災予防に効果のある時期を選んで実施するものとする。

(5) 図上訓練

災害時における各部の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行う。

2 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

3 防災関係機関との連携

防災訓練の実施にあたっては、警察、消防、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。また、

必要に応じ関係機関による調整会議等を開催するものとする。

4 住民が実施する防災訓練への支援

地域づくり組織や区・自治会が組織する自主防災組織、防災ボランティアグループなどが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、災害時要援護者対策にも努めていく。

5 その他の防災関係機関が実施する対策

(1) 防災訓練の実施

前記「1 防災訓練の実施」に準ずる。

(2) 防災訓練の検証

前記「2 防災訓練の検証」に準ずる。

第3節 自主防災組織の育成・強化計画（共通）

第1項 計画目標

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位で自主防災組織の結成を促進するとともにその育成・強化を推進する。

第2項 実施責任

危機管理室・消防本部

第3項 対策

1 自主防災組織の現状

市内の自主防災組織の組織率は、地域づくり組織単位では概ね15地域で100%であるが、名張市の自主防災活動のさらなる充実・発展のために、15地域の自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、基礎的コミュニティ（区や自治会）単位の自主防災組織の結成を支援、推進していくものとする。

2 地域住民の自主防災組織

- (1) 地域づくり組織が組織する自主防災組織には、市の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
- (2) 自主防災組織への女性の参画促進など組織化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。
- (3) 市は、個人情報の取扱いに十分留意しつつ地域づくり組織が組織する自主防災組織の組織編成表や名簿等を受領し、相互に連絡が取り合える体制を構築しておくこととする。
- (4) 組織体制

自主防災組織は、地域住民の基礎的な組織である区・自治会単位を基本とする。災害時の自主防災活動の体制としては、基本的には情報収集班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等とする。

- (5) 活動計画に定める事項

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災予防計画の策定
- (ウ) 組織の編成及び任務分担
- (エ) 自主防災訓練の実施
- (オ) 資機材等の点検、整備

イ 注意情報発表時に実施が必要となる事項（避難準備情報発表時）

- (ア) 正確な情報の把握
- (イ) 適切な避難（災害時要援護者等）

ウ 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

- (ア) 正確な情報の把握
- (イ) 火災予防措置
- (ウ) 非常持出品の準備

(エ) 適切な避難及び避難生活

(オ) 自動車の運転の自粛

エ 災害時の活動

(ア) 地域住民に対する情報の伝達及び広報

(イ) 避難三類型の内容と行動（避難準備情報、避難勧告、避難指示）

(ウ) 火災発生時における初期消火

(エ) 被災者の救出・救護

(オ) 災害時要援護者の避難誘導

(カ) その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

(6) 平常時の具体的な活動指針

ア 防災知識の学習

正しい防災知識を一人一人がもつよう、ビデオ上映会、講演会、研究会、訓練、名張市防災センターの防災体験学習コーナーでの体験学習その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害等の知識、気象予警報や避難三類型等の情報の意義や内容、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

イ 計画的な防災活動

自主防災組織の活動について定期的に十分話し合う機会を設け、地域の危険度を確認し、それぞれの地域に合った実践的な防災活動について検討を重ねるとともに、防災点検の日を設けるなどして、家庭と地域を結びつけた防災活動を計画的に実施する。

また、地域内の災害時要援護者への対応に当たっては、個人情報保護の観点から、災害時要援護者及びその世帯主等の意見を尊重し、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携により、地域の実情に合った対応に努める。

ウ 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

エ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市、消防団、防災関係機関、自衛隊等と有機的な連携をもって行う。また、災害時要援護者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

(イ) 出火防止及び初期消火の訓練

(ウ) 避難訓練

(エ) 救出及び救護の訓練

(オ) 炊き出し訓練

オ 地域内その他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員、児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(7) 自主防災組織への支援

ア 自主防災組織の活動に必要な資機材の整備については、助成を行うなどの支援を図る。

イ 自主防災組織の育成、活性化を図るため、その中核となるリーダーを各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、県と連携し研修会等を

開催し防災リーダーを育成する。

(8) 個別指導・助言

市は、自主防災組織の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、組織編成や活動内容に関する相談を受け、今後の活動に対する個別指導・助言を行う。また、整備されていない地域については、組織づくりを啓発していく。

(9) 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対して、できるだけ多くの住民が参加できるよう、啓発活動や啓発パンフレットの活用等により、意識の高揚を図り、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の消防組織については、災害を考慮した防災活動強化を図るとともに、各事業所において、防災管理者を中心に防災組織づくりを行い、資機材の整備、訓練の実施、自主的な防災体制の整備を図る。又、危険物施設等において自衛消防組織が義務づけられている事業所においては、関係法令に従って自主防災体制の整備を図る。

4 その他の防災関係機関が実施する対策

(1) ライフライン企業等連絡会議

大災害時において、ライフライン企業が自社の保有する人員、資機材、オープンスペース等を有効に活用できるよう、平常時から三重県ライフライン企業等連絡会議において、県及び関係機関が連携して活用方策等について検討していくものとする。

5 住民が実施する対策

(1) 地域住民の自主防災組織

地域の防災力を高めるため、地域づくり組織や区・自治会単位で自主防災組織を結成し、平常時から訓練等の実施に努めるものとする。

(2) 事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努めるものとする。

第4節 ボランティア活動支援計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。
- 行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第2項 実施責任

健康福祉部

第3項 対 策

1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、市及び社会福祉協議会など関係団体とボランティア間の連携強化が求められる。このためには、平常時において、こうした連携が行われる必要があり、そのためのボランティアとの連携体制や活動拠点の整備が必要である。

また、市の区域の大きさに応じた災害ボランティアセンター設置に関する体制の整備と併せて、ボランティア受け入れ環境の整備について関係者と協議検討を行う。

2 人材等の育成

- (1) 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- (2) 災害救援ボランティア活動を支援するボランティア・コーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。
- (3) 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

3 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

第5節 地域内資源動員計画（震災）

第1項 計画目標

○東海地震、東南海・南海地震等大規模災害時における行政の対応には限界があり、外部からの救援が遅れる可能性があることから、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に動員し、地域的な孤立化に対応できる体制を構築しておく。

第2項 実施責任

危機管理室・健康福祉部・産業部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 隣接市町との協定

県境に隣接する市町において、生活圏としてのつながりを踏まえ、県境を越えた隣接市町との協定を結ぶ等、災害時の協力体制を構築しておく。

2 自主防災組織の育成・強化

県との有機的な連携のもとに、自主防災組織の結成促進、育成・強化を図るとともに、資機材の整備を図る。

3 災害救援ボランティアとの連携

災害救援ボランティア活動を支援していくため、平常時から防災研修等を通じて交流を図っていくとともに、専門職ボランティアの登録受入窓口、連絡体制の構築等を行っていく。

4 救助対策

大規模災害時の初動期においては、人命救助が最優先であるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人材、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

5 空中輸送対策

空中輸送の確保を図るために、県と、ヘリコプターの活用に関する連携を図る。

6 観光客対策

市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するため、平常時から観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講ずる。

第6節 事業所の防災活動の促進計画（共通）

第1項 計画目標

- 各事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。
- 事業所と地域住民及び地域におけるさまざまな団体との連携強化を図る。

第2項 実施責任

危機管理室

第3項 対策

1 各事業所における防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画（B C P）の作成等、各種防災対策の推進を支援する。

また、大規模災害においても市内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続計画（B C P）の策定を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行うものとする。

<支援の内容>

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施
- ・商工会議所、商工会等事業所が所属する団体との連携による支援

2 地域との連携の促進

地域の一員として、平常時から地域住民や地域におけるさまざまな団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出・救助活動が可能となる、防災力を高めるための支援を行う。

<地域との連携の例>

- 地域の住民や地域におけるさまざまな団体との協働関係の構築
 - ・地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加
- 災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献
 - ・住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営
 - ・避難場所、資機材・物資置き場の提供

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織の設置を推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

4 名張市防災協力事業所登録制度の推進

大地震、風水害等の災害発時において、保有する資源の提供等により防災活動に協力をいただける事業所等を登録し公表することにより、災害対応能力の強化を図るとともに迅速な被災者救援活動を開くことを目的として創設した名張市防災協力事業所登録制度について、市内の事業所へのさらなる周知と登録促進を図る。

第7節 備蓄資材・機材等の点検整備計画（共通）

第1項 計画目標

○災害の予防及び応急対策に必要な防災資材、機材について整備、充実に努めるとともに、有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、常時、整備点検に配意するものとする。

第2項 実施責任

危機管理室・生活環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部

第3項 対策

1 備蓄の形態

災害時には、市民の生命、財産を保護するため行政の対応が求められることは当然であるが、災害初期あるいは混乱期には、その機能を十分に果たしえない場合が予想されるので、市民についても常日頃から個人及び地域の防災資機材等の確保を図っていくものとする。

備蓄の形態	備蓄の内容	備蓄方法・施設等
個人備蓄	災害発生直後から概ね3日間程度の応急対策のための応急食糧・飲料水・生活必需品・重要物品等	家庭内での備蓄
地域備蓄	自主防災隊等による地域における初期体制のための応急食糧・生活必需品・応急資機材等	自主防災隊の倉庫などへの備蓄
市の備蓄	市全体の防災資機材等の備蓄	本庁舎備蓄倉庫 防災センター備蓄倉庫 水防センター防災倉庫 上下水道部防災倉庫 各避難所への備蓄

2 市防災備蓄倉庫の整備

市防災資機材の備蓄体制について、本庁舎備蓄倉庫・防災センター備蓄倉庫・水防倉庫・上下水道部備蓄倉庫、各避難所を中心に備蓄整備するが、地区の拠点となる公民館等による備蓄も取り入れた分散備蓄の啓発に努めるものとする。また、浸水灾害や土砂災害、急傾斜危険地域などの観点から防災倉庫の設置場所の見直し及び設置数、備蓄資機材の内容を検討し、整備を図る。

3 保管・管理・点検責任部署と点検時期

点検資材・機材等	点検責任部署	点検回数
水防資機材	都市整備部	年1回
備蓄米等	危機管理室	〃
避難者用毛布	危機管理室	〃
防疫器具	生活環境部	〃
応急給水資機材	上下水道部	〃

4 備蓄資材・機材の現況報告

点検責任部署は、各々点検計画を作成し、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう整備充実に努めるものとする。

責任部署は、年1回の点検については、備蓄資機材の現況を危機管理担当部長を経て、市長に報告するものとする。

第8節 市災害対策本部整備計画（共通）

第1項 計画目標

○市庁舎や名張市防災センターなど、災害対策活動の中核となる市災害対策本部の施設・設備について、安全性の確保及び各種設備の整備・充実を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・出納室・生活環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部

第3項 対 策

1 市災害対策本部の施設・設備の整備・充実

災害発生時は、市庁舎を災害対策活動の中核である災害対策本部の設置場所とする。但し、非常体制時等大規模災害発生時には、名張市防災センターを災害対策本部の設置場所とする。
については、災害対策活動の実情を踏まえ、活動に必要な設備の充実を図るものとする。

2 市災害対策本部の職員用物資及び災害対策活動用物資・機材の備蓄

大規模な震災時には、災害対策本部職員の食料や飲料水、仮設トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、市災害対策本部の活動を維持するため、災害対策本部職員用物資の備蓄を推進する。

また、応急対策、復旧対策等の災害対策活動に必要な最低限度の物資・機材の備蓄を推進するとともに、電気等の供給が困難となった場合に備えて、自家発電設備等の代替エネルギーを確保する。

3 迅速な参集体制の整備

震災時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

また、災害の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直者の災害情報収集伝達体制を整備するとともに、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備・充実など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

4 初動対策体制の整備

救出・救助対策、救援物資の提供、医療対策及び輸送対策等、特に重要な初動対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて災害対策本部体制の見直しを行うものとする。

5 専用ヘリポートの整備

災害時のヘリコプターによる緊急輸送等の拠点となる専用ヘリポートの整備を図る。

6 報道用スペースの確保

災害発生時には報道関係者が大挙押し寄せてくることが予想されるため、必要に応じて市災害対策本部に報道用スペースを確保する。

第9節 受援体制整備計画（共通）

第1項 計画目標

○発災時に備え、自衛隊や警察・消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。

第2項 実施責任

危機管理室・消防本部

第3項 対 策

1 自衛隊、警察及び消防関係機関との連携体制

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や警察及び消防関係機関等の応援要請が円滑に行えるよう情報連絡体制の充実、共同の防災訓練等を実施し、適切な役割分担が図れるように努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を深める。

2 受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な対策について検討、実施する。

また、消防の応援については、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第10節 情報収集・連絡計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の整備に努める。
- 被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対策

1 情報収集・連絡手段の整備

(1) 情報収集・連絡手段の整備

市災害対策本部各部及び防災関係機関相互、または所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。
また、夜間、休日でもできる体制の整備を図る。

(2) 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

(3) 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、集めた情報を防災対策に活かすよう努める。

3 被災者等への情報伝達

被災者等への必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に務め、特に災害時要援護者、災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図る。

また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図れるよう、普及啓発に努める。

第11節 気象業務整備計画（風水害等）

第1項 計画目標

○風水害等の災害に備えるため、気象予警報の収集・伝達体制の整備・充実を図り、関係機関相互の連絡体制強化に努める。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 気象予警報の収集・伝達体制の整備

市内には、国・県など関係機関が設置した観測施設（雨量計・水位計）があり、これらの施設からの気象情報の迅速な収集と分析に努めるとともに、土砂災害情報相互通報システムの整備を進める。

また、災害に関する予警報等の伝達の徹底を図るため、県や防災関係機関との協力、連携や非常無線通信の利用等により、その円滑化を期する。

第12節 通信及び放送施設災害予防計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害時における通信網の整備にあたっては、情報の収集、被害の報告及び市民への情報提供等の確実な通信連絡を確保するとともに、通信連絡体制を整備する。
- 通信機器は、通信の重要性に鑑み、常に点検を行い正常な状態に保ち、災害時における停電等に備え、非常用発電機等の整備を行い、災害用電源の確保に努める。また、通信機器を耐震性のある場所や、浸水のおそれがある場所など、安全な場所に設置する等、必要な予防措置を講じる。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・企画財政部・消防本部

第3項 対 策

1 市防災行政無線

災害に関する情報の収集、伝達等を、迅速かつ確実に行うため、移動系のシステムとして、平成21年度に三重県防災行政無線共用型（中継所の共用）として整備した「名張市防災行政無線」の活用を図ると共に、適切に保守、点検を行い、常に良好な状態で使用できるよう維持するものとする。

また、本無線は、三重県との共用型による整備により、通常は、名張中継エリア内での運用となるが災害・緊急時には三重県からの操作により、三重県内での使用及び三重県との直接通信が可能となるため、三重県との連絡体制の整備を図るものとする。

2 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。

3 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

4 多様な通信手段の整備

（1）同報系システムの整備

市民に一斉に情報を伝達する同報系のシステムとして、携帯電話メール機能を活用した市民向け緊急メール送信システム（以下「緊急メール」という。）及びコミュニティFM連携システムによる告知放送受信機（以下「防災ラジオ」という。）の整備、運用を図るものとする。

また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき整備する全国瞬時警報システム（J-ALETR）と、緊急メール、防災ラジオとの連動を図るものとする。

（2）三重県防災行政無線

県と市町及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備、運用を実施していくものとする。

（3）災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、市の電話交換システムの円滑な対応が図られるよう、常に点検整備に努める。

5 災害無線通信体制の充実強化

災害に関する予報、警報及び災害時における各種情報の収集、災害応急対策上必要な事項についての指示、伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信施設の有効適切な利用によって、通信体制の強化を図る。

(1) 通信連絡の方法

通信連絡の方法は、災害時における通信網の被害状況によって一定にすることはできないが、概ね次により行うものとする。

ア 優先電話による通信

災害時の混乱を避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一化を図る。

イ 防災行政無線による通信

行政無線の運用は、名張市防災行政無線管理運用要綱に基づき実施するものとする。

(2) 職員の情報通信能力の育成

災害無線通信体制の根幹をなすのは市職員であることを踏まえて、市職員が、情報通信機材を円滑に、そして常時操作ができるように操作マニュアルを作成するとともに、操作技能の習熟を図るため、適宜、操作講習会を開催するなど職員の能力育成を図る。

6 情報伝達体制の整備

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析の向上を図るなど、情報伝達体制の整備に努める。

また、ケーブルテレビやコミュニティFM放送「FMなばり」（以下「FMなばり」という。）をさらなる有効情報提供媒体としてケーブルテレビ等事業者と連携して災害情報の提供に努める。

第13節 避難対策計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害が発生したときに住民等を安全に避難させるための避難地、避難路、避難所を整備する。
- 住民等が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知する。

第2項 実施責任

危機管理室・企画財政部・生活環境部・健康福祉部・教育委員会・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 避難情報の種類

(1) 避難準備情報伝達体制の整備

平成16年に発生した新潟県や福井県での集中豪雨や台風の被害者は220名に達し、その半数が65歳以上の高齢者等であったことから、災害時要援護者が避難時に迅速な行動がとりづらく、避難勧告や指示でのタイミングでは災害時要援護者が避難する時間を考慮すると対応が難しいことが問題点となった。このため、「避難準備情報」を新設し、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の三類型により、避難対策を実施する。

基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援を行いつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備（災害時要援護者避難）情報」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

(2) 避難の三類型の発令時の状況と住民に求める行動

〔三類型の避難勧告等一覧〕

	発令時の状況	住民等に求める行動
避難準備（要援護者避難）情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流や斜面の状況、気象状況や雨量状況等も勘案しつつ総合的に判断 	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、あらかじめ定められた避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、被害の程度や事態の切迫等、状況等に応じて、自宅や隣接建物

の2階等に避難することもある。

2 避難情報の周知

避難三類型により市民の避難行動を周知する。

(1) 広報の手段

広報は関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で実施する。

- ア 広報車による周知
- イ 市防災行政無線による周知
- ウ 緊急メール(※)による周知
- エ 市ホームページによる周知
- オ 防災ラジオ(※)による周知
- カ ケーブルテレビ、「FMなばり」による周知
- キ サイレンによる周知
- ク 警鐘等による周知

(※) P. 34 第2章第12節第3項の4 参照

(2) 広報の内容

避難の三類型の内容と市民の行動規範を中心に説明する。

避難情報の種類	避難対象	主 体
避難準備情報	危険地域居住者（災害時要援護者）	市民・自主防災隊
避難勧告・指示	危険地域居住者（地域全住民）	市民・自主防災隊・消防団

3 避難所、避難路等の指定

避難所又は避難地並びに避難路を名張警察署及び他の防災関係機関と協議してあらかじめ指定しておくものとする。

また、指定後は避難所等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民や観光客等に対する周知に万全を期するものとする。

(1) 避難所の留意事項

- ア 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設等を選定すること。
学校については余裕教室などを活用し、平常時から防災施設として位置付けておくものとする。
- イ 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために、既設の貯水槽、水泳プール、自家用発電設備の整備を図るとともに、避難生活のための食糧、毛布等の確保に努める。
- ウ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図ること。
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者に配慮した二次避難所の確保や、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- オ 避難所にテレビ、ラジオ等、市民が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- カ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。

4 避難地、避難路の整備

災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地を一時的な避難の場所とし、これらの避難地又はこれに準ずる安全な場所への道路等を整備していくものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設

設備の整備に努めるものとする。

5 避難指示基準の策定等

避難の指示、勧告を行う場合、気象予報・警報や地震の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要がある場合。

(2) 収容避難

災害により家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失し、生活の拠点を失った場合。

(3) 指示勧告の伝達体制の整備

急を要するため、防災行政無線、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図るものとする。

6 災害時要援護者の避難誘導体制の整備

災害時要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行えるよう、避難にあたって支援が必要な高齢者、障害者などに対し、安否確認や避難誘導、必要な情報提供などの地域での助け合いが行われるための支援体制作りの取組みである「名張市災害時要援護者支援制度」を推進するものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

7 避難所の管理運営体制

避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

(1) 避難所の管理者不在時の開設体制

(2) 避難所を管理するための責任者の派遣

(3) 市災害対策本部との連絡体制

(4) 自主防災隊、施設管理者との協力体制

8 住民への周知

市は、次の事項についてあらかじめ住民に周知しておくものとする。

(1) 想定される危険の範囲

(2) 避難所の所在

(3) 三類型の避難情報と予報・警報の情報

(4) 避難の勧告又は指示の伝達方法

(5) 避難所にある設備及び物資

(6) その他避難に対する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止）

9 避難所の区分

名張市の避難所等は、避難所態様（公共施設・耐震性・風水害対応性など）を勘案して、次の統一呼称の区分により分類する。

(1) 一時避難所（区・自治会等が指定）

自主防災隊や区・自治会などの行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点。

原則として、一時避難所では救助活動は行わない。

(2) 指定避難所（市の指定）

避難勧告・避難指示に対応して住民が参集し、その場所で地域住民による避難所運営を可能とする公共施設等の場所

(3) 福祉避難所（市の指定）

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、幼児、障害者、妊産婦などの災害時要援護者を受け入れるための場所。

第14節 医療・救護計画（共通）

第1項 計画目標

- 大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広範的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- 災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2項 実施責任

健康福祉部・消防本部・市立病院

第3項 対策

1 医療体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の点を考慮に入れ、あらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

- ア 診療所
- イ 救急病院
- ウ 消防署等周辺の公共施設及び空地

(2) 自主救護体制の確立

市は、救護所の設置、救護班の編成、出動について、社団法人名賀医師会と協定を締結しており、これに基づく応急救護体制の強化を図るが、大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため、自主防災隊及び住民等が、軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援を行う自主救護体制を確立させるための計画を定めておくものとする。また、このことを広報、研修などにより住民に周知徹底し、自主救護体制の整備を推進する。

(3) 医療体制の整備

ア 初期医療体制の整備

(ア) 災害現場におけるトリアージ体制の検討

大規模地震発生時等には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員や消防団員等によるトリアージが実施できるよう教育、研修体制の検討を行う。

(イ) 医療救護班の編成

医療救護班の編成等については、第3章第11節「医療・救護活動」に定めるところによる。

イ 後方医療体制等の整備

(ア) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等、医療機関相互の連携体制の整備充実を図るよう努める。

(イ) 医療情報の収集、伝達体制の整備

a 災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うための体制の整備を図る。

- b 市内の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

(ウ) 患者搬送体制の整備

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、防災ヘリコプター等の有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努めるものとする。

(4) 医薬品等の確保

ア 医療品・衛生材料等の備蓄・調達

災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大するため、必要な医薬品・衛生材料等は、市の備蓄を促進するとともに、県を含む関係機関と連携を図り確保に努める。

イ 援助物資の活用

他府県及び他市町等からの援助物資(医薬品等)の活用を図るため、その受入れ及び供給体制を構築する。

(5) 医療機能の確保

救護所の設置場所となる施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備を促進する。

(6) 医療マンパワーの確保

名賀医師会と連携するほか、潜在的な有資格者を看護協会等と連携して探し、本人の協力が可能かどうかアンケート等で確認する。

2 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、社団法人日本赤十字社三重県支部、名賀医師会等の関係機関に応援を要する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で綿密な協力体制を構築する。

第15節 緊急輸送計画（共通）

第1項 計画目標

- 大規模災害発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について、災害に強い施設を整備する。
- 災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部

第3項 対策

1 緊急輸送網の整備

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設である道路及び、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

2 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。

3 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路の障害物除去、応急救急等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図るものとする。

4 物資調達・供給体制の整備

大規模な災害が発生した場合に必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達体制を整備し、供給計画をあらかじめ定めるものとする。また、物資の性格や避難場所の位置等を勘案し集中備蓄か分散備蓄かを検討するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努めるものとする。

第16節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画（共通）

第1項 計画目標

- 道路、河川、鉄道、電気、上下水道、都市ガス等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設（代替性、多重化等）を整備する。
- 災害復旧に備える地理情報システム（G I S）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制の整備を進める。

第2項 実施責任

生活環境部・産業部・都市整備部・上下水道部

第3項 対 策

1 道路、橋梁

道路は、市民の日常生活の面で重要な役割を担っているとともに、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、道路網の整備を計画的に推進する。

(1) 幹線道路の整備

災害時の緊急輸送路や緊急輸送路と市内の中心的防災拠点を結ぶ幹線道路を国・県と連携して整備する。また、落石等のおそれがある危険箇所が存在する道路については、防護壁、防護網等の設置工事を実施し、災害の防止に努めるものとする。なお、人家の密集地区においては、できるだけ複数の道路を確保するとともに、強度等に問題のある橋梁についてはより強固なものにするよう努めるものとする。

(2) 各地区を結ぶ幹線道路の整備

市中心部と各地区とを結ぶ幹線道路を国・県と連携して整備する。

(3) 農林道の整備

農林道についても一部に生活道路として性格が強く、計画的な整備が必要である。

また、農林道ゆえの地形的な要因から落石及び崩壊の危険性も高く、災害防止の観点からも危険箇所の点検、防除工事並びに台風襲来時における交通の遮断措置等、きめ細かい対策を推進していくものとする。

2 上水道

(1) 災害により配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化により危険回避に努めるとともに、老朽化施設については計画的な改修を進め、配水管については、当該地域の地質等の特性を考慮した耐震管の採用に取り組む。また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設（非常用自家発電設備、拠点給水設備等）や資機材の整備、充実を図る。

(2) 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

(3) 非常時の協力体制

飲料水の供給あるいは、水道施設の早期復旧を図るため、三重県水道災害応援協定等に基づき、

研修、訓練等を通して日頃からブロック内のコミュニケーションを図る。

3 下水道

下水道の老朽化施設については、計画的な改修を進める。今後、新たな施設については、地質、構造等の状況を配慮して災害対応の強化に努める。災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の設置など、災害に強い下水道の整備に努める。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握する。

(3) 下水排除の制限

下水処理場及び管渠の損壊等により処理不能となった場合、管理者は住民に対し下水排除の制限を行う。

(4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

管理者は、管渠の損壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、仮設トイレの設置について体制を整える。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県との間の協力応援体制を整備する。また、必要な場合は国及び他の自治体に対し、援助を要請する。

4 廃棄物処理施設

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすことになるので、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するよう伊賀南部環境衛生組合に要請するものとする。

(2) 応援体制の整備

市は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、県を通じて他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置き場の候補地の選定

市は、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置き場の候補地を選定しておく。

第17節 防災営農計画（風水害等）

第1項 計画目標

○災害による農地及び農業施設の被害を防止するため、農地関連施設の管理について指導を行うとともに、災害時(病虫害を含む)における農作物等への被害を減少する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対 策

1 農地保全対策

防災営農技術の浸透、台風、晚霜等気象情報の周知徹底については、隨時又は必要に応じて農業改良普及センター、農業協同組合等を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

2 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について県の防災技術指針を参考に、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、県等が実施する研修会等への参加を啓発する。防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

- (1) 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- (2) 災害に耐え、被害を僅少ににくい止めるための技術

3 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所が行う災害時に多発を予想される家畜伝染病の調査及び、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置(検査、注射、消毒等)に協力し万全を期するほか、家畜保健衛生所から市農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の指導を受ける。

第18節 地盤災害防止計画（共通）

第1項 計画目標

○土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、防災上必要な対策を講じるとともに、関係機関へ整備を要請する。

第2項 実施責任

産業部・都市整備部

第3項 対 策

1 土砂災害対策

(1) 崩壊危険地域の災害防止

ア 砂防事業

土砂による災害を防止するため、水源山地における砂防えん堤や中流部における流路工など、危険度の高い箇所から順次砂防対策事業を実施するよう県と連携を図り、事業を促進していく。さらに砂防設備整備の促進を図る。

イ 地すべり防止事業

地すべりは、その判定が難しく軽率に工事を進めると災害を誘発することになるため、地形及び地質調査等が必要であり、被害を及ぼす恐れのある地域は緊急度の高いところから、適切な防災工事を実施するよう県と連携を図り、事業を促進していく。

ウ 急傾斜地崩壊防止事業

市内における急傾斜地で、被害を及ぼすおそれのある地域は緊急度の高いところから防止工事を実施するよう県と連携を図り、事業を促進していく。さらに住民への周知及び避難体制の確立を図る。

(2) 崩壊危険地域への予警報の発令・伝達体制

ア 予警報の伝達

気象予警報は広報車、緊急メール(※)、「FMなばり」等で伝達する。

イ 避難情報の伝達

避難三類型の情報は緊急メール(※)、広報車、消防団、「FMなばり」等で伝達する。

(※) P. 34 第2章第12節第3項の4 参照

(3) 前兆現象の収集

土石流・がけ崩れ・地すべりなど、近隣住民から土砂災害の前兆現象となる事象（山鳴り、斜面の亀裂、水位の減少、土臭い、物の焼ける臭い、根の切れる音、クラック等）の報告を収集した場合、土砂災害危険箇所のパトロールを行い確認をする。

(4) 崩壊危険地域における避難体制の構築

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、津地方気象台と連携し県から伝達される土砂災害警戒情報を参考にしつつ、警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知するよう努める。

ア 避難所の設置

- イ 避難勧告及び指示等の時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者
- オ 避難勧告等の住民への周知

※ア～オは「第13節 避難対策計画」に準ずる。

- カ 土砂災害危険箇所の把握
- キ 土砂災害危険箇所のパトロール

市は、関係機関と協力し、地すべり、がけ崩れ、土砂流出等による土砂災害の発生が予想される危険箇所のパトロールを実施し、正確な実態の把握に努める。

- ク その他必要事項

(5) 治山事業

災害は、山地の崩壊及び山地荒廃による流出土砂により被害が激しいものとなるが、森林は、崩壊防止及び土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等の機能を持っている。山地治山事業は、荒廃山地又は荒廃のある山地に対して山脚を固定して浸水を防止するための渓間工事又は崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施する等により森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。

ア 山腹崩壊・崩壊土砂流出対策

- a 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等の管理者への指導を図る。
- b 森林の過伐、乱伐の防止と渴植、肥培管理、植林の育成を促進して地すべり崩壊による災害防止に努める。
- c 地震等の災害による地盤のゆるみが予想される時の危険箇所パトロール、応急資材の整備、山地崩壊が予想される時の避難所等を整備する。

イ 山地に関する防災事業

- a 治山・治水事業と併せ一般造林事業を推進して林地の保護と培養を図る。
- b 地表の安定を図るため、荒廃地の植林を促進する。

2 宅地災害予防対策

(1) 計画方針

がけ崩れ・土砂の流出・擁壁の倒壊の宅地災害を未然に防止するため、名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱により、都市計画法に基づく開発許可制度による安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

一定規模以上の宅地造成工事等については、名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱により、災害防止にも重点をおき事前協議・設計協議を行った上で事業者と協定を締結している。また、宅地災害が発生する恐れがある場合には、必要な行政指導を行っている。

(3) 事業計画

ア 宅地防災月間での啓発

梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、宅地防災月間の5月には、三重県とともに開発施行区域を中心とした巡回活動を展開、現地での適切な指導を行う。

イ 宅地防災工事の貸付制度の活用

改善報告を必要とする宅地については、独立行政法人 住宅金融支援機構による貸付制度のPR及び指導を行う。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

エ 被災宅地危険度判定体制の整備

市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、公共、民間を問わず、被災宅地の状況について調査・判定する宅地判定士を養成するとともに、必要な資機材の調達・備蓄等を推進し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することで、二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

(5) ため池改修事業

市内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進み、管理者の意識も希薄化し、決壊の危険性を有している。このため災害防止上、緊急度が高いため池の管理者への啓発を行うとともに、改修工事を実施する。

3 液状化対策

(1) 地震時に発生する地盤の液状化現象については、地震災害対策の重要な事項であり、地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成8年)にとりまとめを行っている。なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定など地盤の液状化による被害が懸念されることから最近の科学的知見の提示や基礎データの蓄積を踏まえ、さらに詳細な地盤データに基づく液状化危険度の検討を行うこととする。

(2) 建築確認申請の窓口等において、住民等に液状化対策の周知、啓発に努めるものとする。

第19節 森林保全計画（風水害等）

第1項 計画目標

○土砂流出、山地災害等を防止する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対策

1 流域保全・山地災害対策

- (1) 荒廃林地は、主要流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の素因となっているので、これまで、県事業で治山事業を推進してきたが、更に重要河川流域の保全を図るため、荒廃地の現況を把握して、崩壊地復旧及び土砂流出防止のため治山事業を県と連携し、緊急度の高いものから計画的に施工し、災害の防止に万全を期する。
- (2) 集中豪雨による災害は、県民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について、住民への周知を図るよう努め、毎年台風襲来時期には点検を行い警戒避難体制の整備に万全を期するとともに、緊急な箇所については、県と連携して治山事業を重点的に実施する。また、山地災害防止機能を果たす森林整備を行っていくものとする。

2 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、これまで県事業で保安林の維持改良が図られてきたが、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、針広混交林の造成など、多様で力強い保安林の改良・整備を推進するものとする。

3 治山対策

「第18節 地盤災害防止計画」に準ずる。

4 山地災害危険地区住民に対する周知及び避難体制

「第13節 避難対策計画」に準ずる。

5 山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区的把握を行うものとする。

第20節 治水計画（風水害等）

第1項 計画の目標

○河川の氾濫、鉄砲水、洪水等を防止する。

第2項 実施責任

都市整備部

第3項 対策

1 河川施設

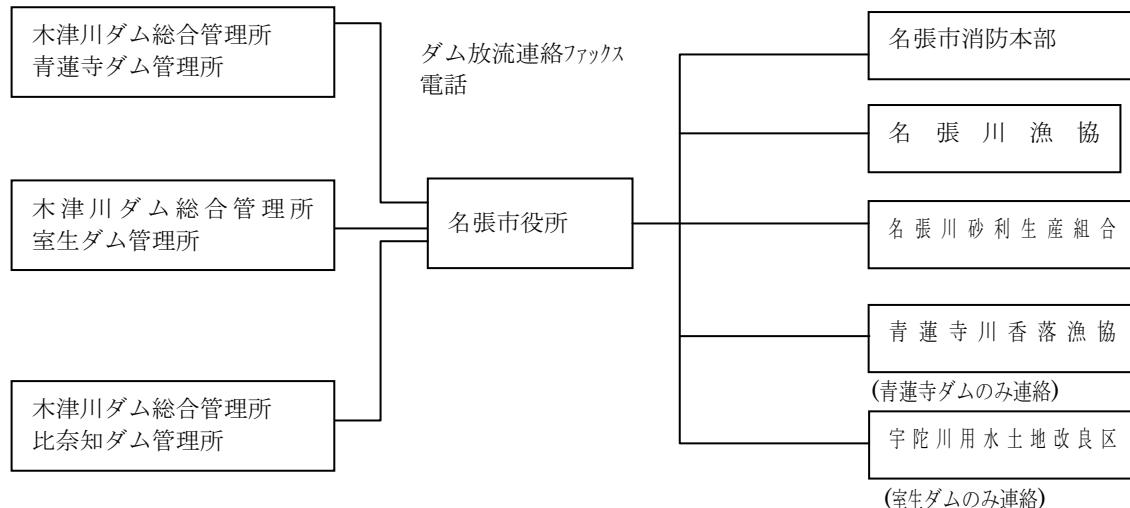
市域には、大小さまざまな河川があり、集中的な大雨や鉄砲水、空石積みで施工された護岸の老朽化など危険をはらんでいる。今後は、老朽化した護岸の再整備、小河川の改修、土砂対策、ポンプの設置等の整備を検討していく。

2 ダム貯水放流災害予防計画

青蓮寺ダム、室生ダム及び比奈知ダムの貯水の放流を行う場合、管理所長は放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるとともに、放流に際しては次の措置を取るものとする。

(1) ダムの放流量が青蓮寺ダム及び比奈知ダムは概ね毎秒30立方メートル、室生ダムは概ね毎秒12立方メートルを超えると予想されるときは、その1時間前に青蓮寺・室生・比奈知ダム放流連絡会の各関係機関（青蓮寺ダムにあっては、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所・伊賀建設事務所・名張市役所・名張警察署・名張市消防本部・名張川漁業協同組合・青蓮寺川香落漁業協同組合及び名張川砂利生産組合等、室生ダムにあっては、国土交通省木津川上流河川事務所・伊賀建設事務所・名張市役所・名張警察署・名張市消防本部・宇陀川用水土地改良区・名張川漁業協同組合及び名張川砂利生産組合等、比奈知ダムにあっては、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所・伊賀建設事務所・名張市役所・名張警察署・名張市消防本部・名張川漁業協同組合及び名張川砂利生産組合等）に通報する。

<青蓮寺・室生ダム・比奈知ダム放流連絡系統図>



(2) 青蓮寺ダム、室生ダム及び比奈知ダムからの放流において、ダムからのゲート放流が開始されるとき、河川の水位が30分間に30センチメートル以上上昇すると予想されるとき及び下流に被害が発生すると予想されるときは、放流を開始する1時間前に各関係機関（上記1、に掲げる各ダムの関係機関）に通報し、この放流により各警報局地点の水位が上昇すると予想される約30分前に各警報局により、サイレン吹鳴とスピーカーによる放送を行う。また、警報車により、放送及びサイレンを吹鳴するとともに河川を巡視する。上記内容に基づき、青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダムから警報される警報局及びその設置市町村は次のとおり。

○サイレン・スピーカー警報局

室生ダム	宇陀市室生区（大野第二・元三・三本松・長瀬） 名張市（矢川・井手）
比奈知ダム	名張市（西ノ前・檜尾・東谷・中川原・赤坂）
青蓮寺ダム・比奈知ダム共用	名張市（夏見）
青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダム共用	名張市（瀬古口・朝日町・夏秋・薦生・葛尾） 山添村（鶴山）

○スピーカー警報局

青蓮寺ダム	名張市（柿谷・下出）
室生ダム	宇陀市室生区（大野上・元三上・箕曲中村・長瀬上） 名張市（矢川上・安部田第二・井手上・黒田）
比奈知ダム	名張市（上比奈知・広出・小山・四間橋・山庵）
青蓮寺ダム・比奈知ダム共用	名張市（下川原）
青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダム共用	名張市（中島・大谷・大屋戸・蔵持・下夏秋・ 下三谷・薦原・中垣内） 山添村（片平・上鶴山・広瀬・吉田・大川） 伊賀市（治田）

青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダム警報局配置図 （資料編参照）

第21節 文教対策計画（幼保園児を含む）（共通）

第1項 計画の目標

○災害発生時における児童生徒等の安全を確保する。

第2項 実施責任

健康福祉部・教育委員会

第3項 対策

1 防災上必要な組織の整備・安全教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応をとるために、各学校では、平時から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備する。また、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災意識の喚起に努める。

2 防災上必要な計画及び訓練

市内の各小中学校、幼稚園等では、危機管理マニュアルを作成しており、今後は通学団集会、学級懇談会及び地区懇談会等を通じて教職員及び児童生徒や保護者の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災計画を作成し、その訓練に努める。

3 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

4 施設等の災害予防

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、速やかな補修、改善に努める。

5 文化財の被害防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会は、文化財の所有者及び管理者、管理団体に次の点に留意して保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

- (1) 防災組織の設置・充実
- (2) 防災施設の整備
- (3) 防災知識の普及と訓練の実施
- (4) 文化財の日常的な点検
- (5) その他必要な防災意識の啓発

なお、毎年、文化財防火デーを定め、本行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図る訓練を行う。

第22節 火災予防計画（共通）

第1項 計画目標

○災害発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第2項 実施責任

消防本部・関係各部

第3項 対策

1 火災予防対策の指導

- (1) 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高いことから、常に地域環境の変化を把握し、立入検査を計画的に行うとともに、施設の管理者に対し消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導する。

＜立ち入り検査による管理権原者に対する指導事項＞

 - ア 建築構造物等の状況
 - イ 防火管理体制の状況
 - ウ 消防計画の作成及び当該計画に基づく訓練状況
 - エ 防炎対象物品の使用状況
 - オ 火を使用する設備、器具等の維持管理状況
 - カ 消防用設備等の設置、維持管理状況
- (2) 市民に対する火災予防防災思想の普及に努め、特に、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取り扱いを指導する。
 - ア 地震を想定した防災訓練・防災講話の実施
 - イ 家庭における消火器、防火用水の備えとこれらの取扱い指導
- (3) 消防法に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育の実施や、火災発生・延焼を防止するための対策を講じるよう指導する。
- (4) 建築物の不燃化を促進するため、次の施策の推進を図る。
 - ア 都市計画法の規定による準防火地域の指定
 - イ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策
 - ウ 消防法第7条の規定による消防同意制度の効果的な運用
 - エ 高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物においては、消防法第8条の3に規定する防炎物品の使用

2 初期消火体制の整備

火災を早い時期に発見し、短時間で消火するなど迅速かつ効果的に活動し、被害を最小限に止めることが初期消火の目的である。

そのため自主防災組織、事業所においては自衛消防組織等の活動を通して初期消火活動時の体制等、指導強化に努めるとともにそれぞれの組織の連携を図る。

3 消防力の整備

災害による被害の防止または軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を

充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 風水害等の災害時や東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震時に的確に対応できるよう消防施設、人員、消防水利等の強化に努める。

ア 施設、装備の強化

消防車、救急車等の消防設備の整備を推進とともに、災害時における延焼防止活動及び救急・救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な資機材の整備を推進する。

イ 消防職員の教育訓練

各種災害に対する豊富な知識の蓄積と各種災害を想定した総合訓練等を実施し、知識と技術の向上に努める。また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震時には、多数の死傷者の発生が予想されることから、救急救命士、救急隊員等の救命技術の向上に努める。

ウ 消防水利の充実

同時多発火災の発生に備えて、火災延焼危険地域を中心に耐震性防火水槽の計画的な整備を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

(2) 災害時には地域に密着した消防団の活動能力の向上と初期消火体制の増強を図るため、組織の活性化と装備の整備に努める。

ア 体制整備

災害時には、各地区の消防団の活動が不可欠であることから、青年層の消防団活動への積極的な参加促進など組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防車両、小型動力ポンプの防災資機材の充実強化に努める。

ウ 消防団の強化、教育

消防団員の確保には青年層、女性層の参加も促進していくものとし、消防団員に防災に関する知識と技術の向上を図るために教育訓練を実施する。

4 自主防災組織の育成強化

災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災隊の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

第23節 林野火災予防計画（共通）

第1項 計画の目標

- 林野火災を防止する

第2項 実施責任

産業部・消防本部

第3項 対 策

1 林野火災消防計画の確立

市は、関係機関と綿密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努める。林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査のうえ、次の事項について計画するものとする。

(1) 特別警戒実施計画

ア 特別警戒区域 イ 特別警戒時期 ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

ア 消防分担区域 イ 出動計画 ウ 防護鎮圧計画

(3) 資機材整備計画

(4) 啓発運動の推進計画

(5) 防災訓練の実施計画

2 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

(1) 防火線、防火樹帯の整備及び造林地に防火樹の導入

(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保

(3) 事業地の防火措置の明確化

(4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立

(5) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化

(6) 林野火災対策用資機材の整備

3 監視体制の確立

林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り、火氣の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に火災警報発令時においては、名張市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進するものとする。

4 防災思想の普及

関係機関の協力を得て、一般住民に対し、春秋2回の火災予防運動の実施、林道入口に山火事防止看板の設置等を通じて森林愛護並びに防災思想の普及啓発を図るものとする。

第24節 危険物施設等災害予防計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害による危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の被害を軽減し、二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適切な保安措置を講じる。
- 危険物施設等の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る。

第2項 実施責任

消防本部

第3項 対策

1 危険物施設等の現況把握

市内には、危険物施設が多数存在する。これら施設には、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

2 指導の強化

消防法、高圧ガス保安法関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理及び管理監督者に対する指導を強化する。

また、危険物等の移動について、路上取締等を実施し、車両運転手の指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

4 危険物の規制と体制の強化策

石油類をはじめガス、火薬類等の危険物品は貯蔵品、取扱い場所も年々増加し、漏えい、火災、爆発等の潜在危険が増大している。これらに起因した災害は、被災影響が広範囲に及び、物損はもとより多数の死傷者を出す例が多いので、防災資機材の増強を図るとともに、危険物施設の関係者に対する保安の確保及び自主防災体制の強化に努める。

(1) 危険物の規制

危険物の製造所等の関係者が履行すべき事項は次のとおりとし、その徹底を図る。

- ア 危険物製造所等の施設が常に法令に適合し維持されているか。
- イ 危険物保安監督者を定め、危険物の取扱いに関し保安の監督が十分されているか。
- ウ 危険物監督者等による危険物製造所等の法定点検が励行されているか。
- エ 予防規程の制定義務対象施設における規定が整備され、又訓練が実施されているか。

(2) 防災体制の強化

危険物を貯蔵する事業所の自主防災力の強化等、次の事項に関して指導の強化を図る。

- ア 危険物取扱者等の資質向上のため法規制、点検等の研修の実施
- イ 危険物関係業界の組織等を活用した行政指導の効率化。

5 LPガス、都市ガス災害予防対策

LPガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）は、県内全域に供給、消費されていることに鑑み、これによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LPガス販売事業者、都市ガス事業者及び取扱者（以下「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

（1）保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

（2）資料の提供

必要に応じLPガス販売事業者及び都市ガス事業者に対し、資料を提供する。

（3）土木工事におけるガス埋設管の安全対策

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占用許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は、条件を付するものとする。

ア 地下埋設物の管理者と十分協議のうえ、工事施工箇所の地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。

イ 挖削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防並びに地下埋設物を防護するための十分な対策を講ずること。

ウ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施行すること。

エ 工事着工の前日までに、市消防機関及び地下埋設物の管理者に、工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。

オ 工事箇所についての通行止め、迂回路、危険箇所等の標識を要所に設置すること。

カ 工事の施工を下請けさせる場合においては、元請者は、上記事項を十分周知徹底させること。

（4）ガス消費者に対する啓発

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

6 毒物劇物災害予防対策

農業協同組合等毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っているところに対しては、次の事項について、指導を行う。

（1）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。

（2）災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。

（3）災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。

（4）毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、伊賀保健福祉事務所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

7 関係機関との連携強化

都市ガス、液化ガスの供給、消費施設に対する安全対策及び発災に対し、次の防災関係機関が相互に連絡をとり、協力活動体制を確立することにつき協議を行ない、事故発生の未然防止と発災に伴なう被害の軽減を図り、地域住民の安全を確保する。

（1）名張市消防本部

（2）名張警察署

- (3) 伊賀県民センター（県民防災室）
- (4) 名張近鉄ガス株式会社
- (5) 三重県プロパンガス協会伊賀支部
- (6) 中部電力株式会社名張サービスステーション

第25節 公害対策計画（共通）

第1項 計画の目標

- 自然現象または人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合に被害の拡大防止に努める。

第2項 実施責任

生活環境部

第3項 対 策

1 全般

- (1) 公害関係法及び生活環境の保全に関する条例に基づく特定（又は指定）施設設置届出義務の周知と徹底
- (2) 環境対策審議会の設置
- (3) 公害の監視、測定体制の整備
- (4) 公害防止対策の資料とするための実態調査の推進
- (5) 公害に係る苦情、陳情に対する実情調査並びに行政指導の強化
- (6) 工場及び開発事業等の立地事前審査と環境保全に関する措置実施の義務づけ
- (7) 公害防除施設に対する融資、助成のあっせん

2 ばい煙発生施設又は指定施設

- (1) 災害発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。
- (2) 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど 関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

3 排水施設又は特定施設

- (1) 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- (2) 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

4 措 置

- 三重県関係部局の積極的な協力を得て、指導体制の強化、災害の防止に努める。
- (1) 規制基準に適合しない施設の構造又は使用、あるいは排出物（騒音、振動等を含む。）の処理についての改善及び改善命令
 - (2) 規制基準に適合しない施設の使用の一時停止命令
 - (3) 公害防止計画書提出の要求
 - (4) 公害発生企業に対する移転又は転業の勧告

第26節 低湿地対策計画（風水害等）

第1項 計画の目標

- 低湿地における湛水、ため池氾濫、地盤沈下等を防止する。

第2項 実施責任

都市整備部・産業部

第3項 対策

1 湛水防除対策

近年は流域の開発や林相の変化によって雨水の流出が増加する傾向にあり、湛水被害の拡大が懸念される。また、河川内の土砂堆積等によって河川の水位が上昇すると支川や水路の排水不良が引き起こされ、湛水被害が拡大する恐れがある。低湿地では河川等との高低差が小さいことから、湛水被害が特に発生しやすい状況にあるため、湛水防除事業の実施が必要になっている。

2 老朽ため池対策

市内には46箇所の老朽ため池がある。ため池は、農業用水施設として重要な役割を果たしてきたが、近年では農業用水が設備され、ため池の利用価値も希薄化している。これらのため池は、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が低下しており、堤体からの漏水も多く、決壊の危険性をもっている。後は、緊急ため池点検調査を踏まえ、ため池改修事業をその規模に応じて県と市事業に分けて実施し、管理者に対しても安全対策を啓発する。

3 自然災害回避体制の構築

市は、河川の氾濫による浸水や湛水被害が想定される地域、近年の台風等によって被害が発生した地域など、風水害による危険が想定される地域の情報を洪水ハザードマップ等を用いて地区住民に周知するなど、市・住民の両者が風水害に対して適切な対応が出来るよう、自然災害回避体制の充実を図る。

第27節 都市型水害予防計画（風水害等）

第1項 計画目標

○都市部における水害を未然に防止し、または、これからの水害が発生した場合の被害の拡大を防止する。

第2項 実施責任

生活環境部・健康福祉部・都市整備部・上下水道部・消防本部

第3項 対策

1 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水による災害発生の恐れのある区域について都市的土地区画整理事業を誘導しないものとする等、水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、都市の浸水常襲地域において高低差、浸水状況を把握し、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション結果を活用することにより、ハザードマップの作成を進める。また、作成した洪水ハザードマップ等により情報提供を行い、安全な土地利用や浸水に対応した建築方式を促していくとともに、避難、誘導訓練等に活用していく。

2 防災施設の耐水性の確保

各庁舎、施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し、機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進める。

3 情報収集体制の整備

災害対策本部に集まる浸水、被災状況、水防活動状況等と河川管理者、下水道管理者に集まる水位情報を互いに共有する体制整備を進める。

4 河川の整備

都市地域河川の有堤区間については、背後地の利用状況を踏まえ、堤防の安全性を高めるための河川改修事業を実施するよう国・県と連携を図り、事業を促進していく。

5 下水道の整備

都市地域の雨水（内水）の排除は公共下水道事業計画により整備を進める。

6 排水ポンプ場の耐水性強化

河川下水道の排水ポンプ場について、氾濫、浸水時の機能確保のため、施設、機器の嵩上げなど必要な耐水性強化対策を進めるとともに、操作の確実性、迅速性向上のため、マンホールポンプ監視システム・遠方操作化等の監視施設整備を進める。

7 側溝、マンホール等の転落防止対策

転落事故を防ぐために必要箇所には、側溝蓋を設置し、マンホール蓋の浮上、飛散防止のため、道路占用者に指導を行うと共に道路パトロールにより路面状況の把握に努める。

8 災害時要援護者対策

避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関する施設に対する災害対策を重点的に実施するとともに劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

9 基礎調査、影響予測の実施

都市の浸水常襲地域において高低差を把握し浸水状況を把握するために、微地形調査を実施する。また、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーションを活用し、それらを元にハザードマップを作成して住民に情報提供し、避難、誘導訓練等に活用する。

10 水災危機管理、被害軽減対策

(1) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食糧、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。また避難者を救出するためにボート等の確保に努める。

(2) 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。

(3) 水災廃棄物対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災廃棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ廃棄物処理計画を検討する。

11 住民避難、誘導

(1) 住民の避難誘導対策

浸水ハザードマップ等の情報を公表するとともに、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また消防団と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 災害時要援護者避難誘導対策

高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者にかかる避難誘導体制の整備に努める。

第28節 建築物等災害予防計画（震災）

第1項 計画目標

- 防災上重要な公共施設の耐震性を強化する。

第2項 実施責任

都市整備部・関係各部

第3項 対策

1 対象となる建築物

(1) 市有建築物

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設及び市有建築物の耐震性の確保を図る必要があり、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、耐震改修促進計画に基づき、地震防災上必要な改築又は補強を実施していくものとする。また、避難場所となる小中学校については年次的に耐震診断、耐震補強を実施していく。

また、市有建築物の耐震性に係るリストの作成及び公表に努め、建築物の耐震化を推進する。

- ア 市災害対策本部を設置する庁舎
- イ 防災情報の伝達、救出、救助、援助等の中心となる市の機関
- ウ 救護所や避難場所となる病院、社会福祉施設、学校
- エ その他市有施設については順次耐震性の確保を図っていくものとする

(2) 一般建築物

病院、社会福祉施設等多数の住民が集合する建築物については、(1)市有建築物と同様に、耐震性の確保を(建築落下物の防止を含む)図るよう啓発を行う。また、住宅等小規模な建築物の耐震化を進めるため、住民との情報共有化、専門家との協働による住民への働きかけ、耐震診断の支援等を行う。

(3) ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性についての普及を図るために施工関係者に対して講習会・研修会を実施するとともに、築造時には建築基準法による建築基準が遵守されるよう建築確認の窓口等において指導・啓発を行う。

2 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、建築士等に対して講習会を支援し、技術者の養成を図る。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会に協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市が判定を実施する際に、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整を行う応急危険度判定コーディネーターの確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会に協力し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市が判定を実施する際に、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる被災宅地危険度判定コーディネーターの確保に努める。

(3) 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制の整備

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、県や他の市と緊密な連携を取るとともに、体制整備に努め、震災時には、必要に応じて判定士の派遣を県に要請するとともに、判定制度の住民への周知に努める。

3 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

老朽木造住宅密集地域等の都市基盤未整備の市街地において火災が発生すれば広範な焼失が生じる可能性が高いことから、建築物の更新を図りつつ、避難地、避難路、公園等の防災施設が適切に確保された市街地の面的整備を推進し、都市の防火性の向上を図るとともに、各戸の住宅については、名張市木造住宅耐震診断支援事業及び耐震補強補助事業を推進し、地震防災対策の向上を図る。